

第 8 号

熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年 6 月 7 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例
次に掲げる条例の規定中「（日本工業規格 A 4）」を削る。

- (1) 熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 26 年熊本県条例第 3 号）別記様式
- (2) 熊本県種雄畜条例（昭和 28 年熊本県条例第 44 号）別記第 2 号様式、別記第 4 号様式、別記第 5 号様式、別記第 6 号様式、別記第 8 号様式及び別記第 9 号様式
- (3) 熊本県公安委員会委員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 30 号）別記様式
- (4) 熊本県警察の職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 31 号）別記様式

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

宣誓書等の様式の寸法の定着状況を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。